請求日　令和　　年　　月　　日

霧島市長

施設等利用費請求書（償還払い用）

認可外保育施設・一時預かり事業・病児保育事業・子育て援助活動支援事業の施設等利用費

【 令和　　年　　月 ～ 令和　　年　　月分請求 】

私は、子ども・子育て支援法第30条の11第１項の規定に基づき、施設等利用費の給付について、下記のとおり請求しますので、指定する償還払いの口座に振り込んでください。

なお、施設等利用費の審査にあたり、次の事項に同意します。

1．請求者と認定子どもが、霧島市内に居住していることを霧島市が住民基本台帳で確認すること。
2．実際に利用していることを霧島市が対象施設に確認すること。
3．利用料の支払い状況を霧島市が対象施設に確認すること。
4．課税状況を霧島市が確認すること。

1．請求者（施設等利用給付認定保護者）

フリガナ		印	住所	
氏名				
生年月日	（西暦）　　年　　月　　日			

2．認定子ども（施設等利用給付認定子ども）※認定子どもごとに申請してください。

認定番号		法第30条の4の認定種別	□ 第２号　□ 第３号
フリガナ		生年月日	（西暦）　　年　　月　　日
氏名		請求期間に転入又は転出した場合は転入・転出日を記入	
		令和　　年　　月　　日　□ 転入した　□ 転出した	

3．利用した認可外保育施設・一時預かり事業・病児保育事業・子育て援助活動支援事業を記入（複数記入可）

施設・事業名（利用したものの□にレを記入、施設名がない場合は□にレを記入し、右隣に施設名を記入）		
□ キッズパークきりしま	□ かわの小児科	□ あおぞら隼人保育園［病児］
□ 里山のようちえん にじいろタペストリー	□ みゆき保育園［一時預かり・病児］	□ まほろ保育園ひろせ［病児］
□ 杉の子託児所（霧島杉安病院）	□ 国分敬心保育園［一時預かり・病児］	□ ていえら保育園［病児］
□ スマイルKidsこども園	□ 保育園にこ&はうす２［病児］	□ (姶良市)チェリッシュキッズルーム
□ キッズスペースm【医法）三世会】	□ りぃべ保育園［病児］	□ (姶良市)ひまわり保育園
□ 福山託児所【社福）たちばな会】	□ ぐり第一保育園［病児］	□〔　　〕
□ 国分中央病院託児所【医法）美崎会】	□ ぐり第二保育園［病児］	□〔　　〕
□ たけのここども館(霧島市立医師会医療ｾﾝﾀｰ)	□ あおぞら新町保育園［病児］	□〔　　〕
□ ファミリー・サポート・センターきりしま	□ ゆめぎ保育園［病児］	□〔　　〕

4．認可外保育施設・一時預かり事業・病児保育事業・子育て援助活動支援事業の施設等利用費の償還払い請求額を記入

利用年月	認可外保育施設に支払った月額利用料 (a) ※1	一時預かり事業・病児保育事業・子育て援助活動支援事業分として支払った月額合計利用料 (b) ※1	支払額合計 (c=a+b)	月額上限額 (d)※2	請求額 (cとdを比較して小さい方)
令和　年　月	円	円	円	円	円
令和　年　月	円	円	円	円	円
令和　年　月	円	円	円	円	円
令和　年　月	円	円	円	円	円

請求額合計（※振込先は登録口座です）	円

※1　上記で記入した利用料の合計額を支払ったことを証明する書類（施設からの領収証等）と特定子ども・子育て支援提供証明書をすべて添付してください。
また、子育て援助活動支援事業を利用した場合は、援助を行う会員が発行した活動報告書も添付してください。

※2　月額上限額は、施設等利用給付（法第30条の4の認定種別）第2号認定の場合は月額40,300円、第3号認定の場合は45,700円です。
月途中で認定期間が終了する又は開始される場合か、市町村間の転出入の場合、月額限度額は次のとおりとなります。
・月途中で認定期間が終了する場合又は別の市町村へ転出する場合の限度額：40,300(45,700)円×月始めから転出日までの日数÷その月の日数
・月途中で認定期間が開始される場合又は別の市町村から転入した場合の限度額：40,300(45,700)円×転入先での認定日から月末までの日数÷その月の日数

※霧島市記入欄	令和　　年　　月　　日受付

霧島市長

記入例

請求日　令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

施設等利用費請求書（償還払い用）

認可外保育施設・一時預かり事業・病児保育事業・子育て援助活動支援事業の施設等利用費

【 令和　8　年　10　月 ～ 令和　8　年　12　月分請求 】

私は、子ども・子育て支援法第30条の11第１項の規定に基づき、施設等利用費の給付について、下記のとおり請求しますので、指定する償還払いの口座に振り込んでください。

なお、施設等利用費の審査にあたり、次の事項に同意します。

1．請求者と認定子どもが、霧島市内に居住していることを霧島市が住民基本台帳で確認すること。
2．実際に利用していることを霧島市が対象施設に確認すること。
3．利用料の支払い状況を霧島市が対象施設に確認すること。
4．課税状況を霧島市が確認すること。

※支給認定証に記載されている「支給認定保護者」を記入してください。

1．請求者（施設等利用給付認定保護者）

フリガナ	きりしま　はなこ	霧島	住所	霧島市国分中央三丁目45番1号
氏名	霧島　花子			キリシマヒルズ○○○号
生年月日	（西暦）1992 年 2 月 4 日			

2．認定子ども（施設等利用給付認定子ども）※認定子どもごとに申請してください。

認定番号	4 6 2 1 8 0 0 0 0 0 0 0	法第30条の4の認定種別	☑ 第２号　☐ 第３号
フリガナ	きりしま　さぶろう	生年月日	（西暦）2023 年 1 月 1 日
氏名	霧島　三郎	請求期間に転入又は転出した場合は転入・転出日を記入	令和 8 年 10 月 15 日 ☑ 転入した　☐ 転出した

3．利用した認可外保育施設・一時預かり事業・病児保育事業・子育て援助活動支援事業

施設・事業名（利用したものの☐にレを記入、施設名がない場合

☑ キッズパークきりしま	☐ かわの小児科	
☑ 里山のようちえん にじいろタペストリー	☐ みゆき保育園［一時預かり・病児	
☐ 杉の子託児所（霧島杉安病院）	☐ 国分敬心保育園［一時預かり・病	
☐ スマイルKidsこども園	☐ 保育園にこ＆はうす２［病児］	
☐ キッズスペースm【医法）三世会】	☐ りぃべ保育園［病児］	☐ （始良市）ひまわり保育園
☐ 福山託児所【社福）たちばな会】	☐ ぐり第一保育園［病児］	☐ 〔　　〕
☐ 国分中央病院託児所【医法）美崎会】	☐ ぐり第二保育園［病児］	☐ 〔　　〕
☐ たけのここども館(霧島市立医師会医療ｾﾝﾀｰ)	☐ あおぞら新町保育園［病児］	☐ 〔　　〕
☐ ファミリー・サポート・センターきりしま	☐ ゆめぎ保育園［病児］	☐ 〔　　〕

請求の対象となる月内の住所について記入してください。
例）請求月：令和8年10月～12月分を請求
　　転入日：令和8年10月15日に霧島市へ転入
⇒ 下段に、転入日(令和8年10月15日)を記載
⇒「☐ 転入した」にチェック

4．認可外保育施設・一時預かり事業・病児保育事業・子育て援助活動支援事業の施設等利用費の償還払い請求額を記入

利用年月	認可外保育施設に支払った月額利用料 (a) ※1	一時預かり事業・病児保育事業・子育て援助活動支援事業分として支払った月額合計利用料 (b) ※1	支払額合計 (c=a+b)	月額上限額 (d)※2	請求額 (cとdを比較して小さい方)
令和 8 年 10 月	33000 円	1200 円	34200 円	221000 円	22100 円
令和 8 年 11 月	33000 円	4500 円	37500 円	403000 円	37500 円
令和 8 年 12 月	37000 円	5000 円	42000 円	403000 円	40300 円
令和　年　月	円	円	円	円	円

※1マスに1字、右詰めで記入してください。

請求額合計（※振込先は登録口座です）	99900 円

※右詰めで記入してください。

月途中で転入・転出した場合、その月の月額上限額が変わります。
例）令和8年10月15日に霧島市へ転入
⇒ 転入先での認定日から月末までの日数：17日
⇒ その月（令和8年10月）の日数：31日
10月上限額：40,300円 × 17日 ÷ 31日 ＝22,100円

※1　上記で記入した利用料の合計額を支払ったことを証明する書類（施設
てください。
また、子育て援助活動支援事業を利用した場合は、援助を行う会員が

※2　月額上限額は、施設等利用給付（法第30条の4の認定種別）第2号認定
月途中で認定期間が終了する又は開始される場合か、市町村間の転出
・月途中で認定期間が終了する場合又は別の市町村へ転出する場合の
数
・月途中で認定期間が開始される場合又は別の市町村から転入した場
÷その月の日数

記入不要です →

※霧島市記入欄	令和　年　月　日受付